

2013.05.16(木)

芦屋市社会教育委員の会

於:芦屋市役所

社会教育についての若干の説明

芦屋市社会教育委員・安東由則(武庫川女子大学)

1 社会教育の歴史とその特徴

1) 戦前への反省と戦後社会教育のスタンス①

「社会教育」(大正10年頃「通俗教育」に代わり採用)は「社会教化」と考えられ、国家主導による国民教化・啓蒙、統制という側面が強かった(国家のためにつくす「健全な国民」「善良な公民」の養成)



- こうした国家主義的な社会教育のあり方は、戦後、大きな再編を迫られ、人々の民主的で自発的な教育や相互学習を主とし(学習者や団体の主体性尊重)、上からの主導は強く戒められ、行政は人々の教育・学習環境づくりに徹するように

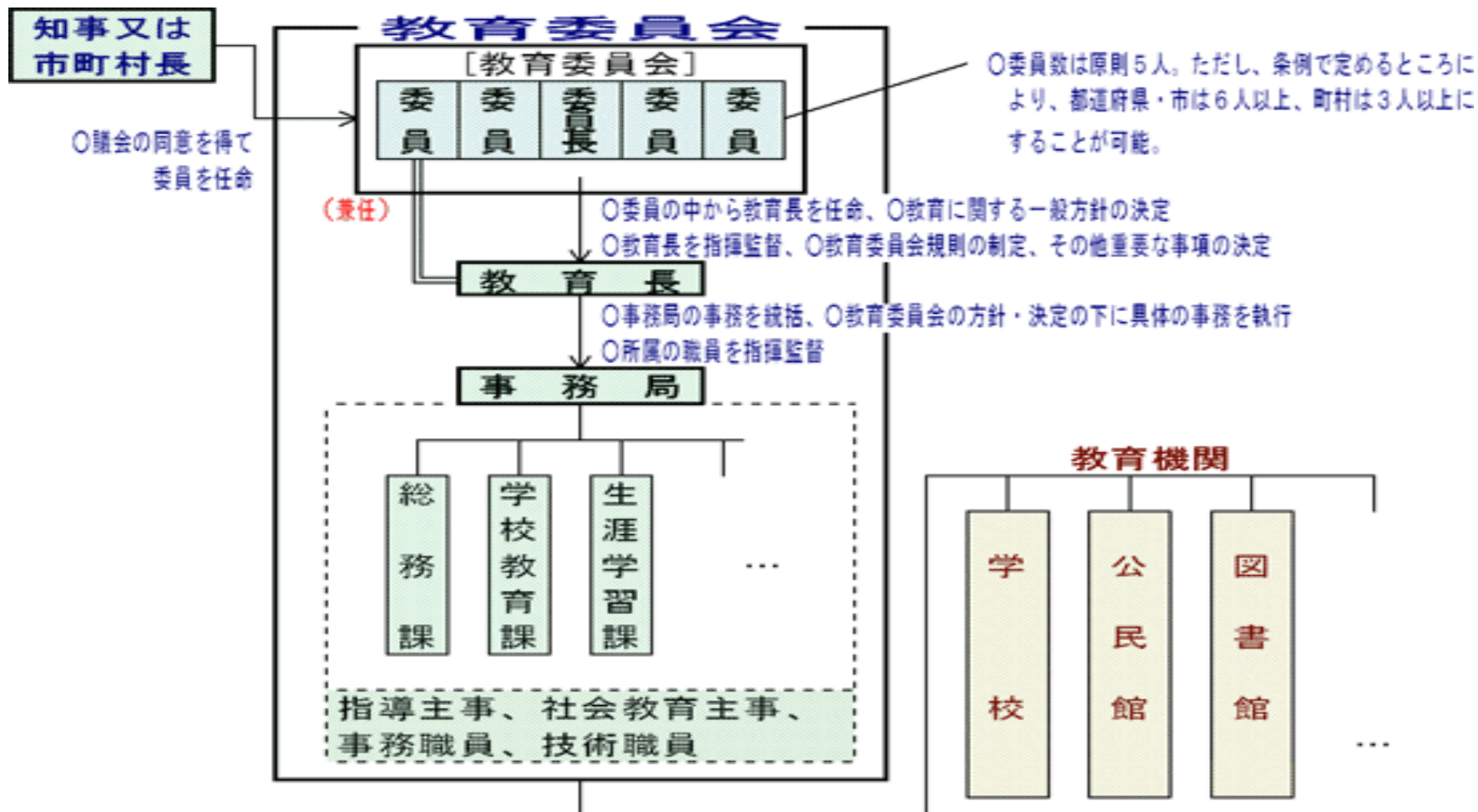
2) 戦前への反省と戦後社会教育のスタンス②

- 戦後の社会教育行政の成立：戦前の「文部省通俗教育行政」と「内務省社会事業行政」の一部を合流させたという経緯



- よって、社会教育の事業には学習機会の促進・保障という範囲にとどまらず、地域づくりなど地域に密着した幅広い課題への対応(地域振興事業や社会福祉関連の事業)が内包されている側面がある。

2 教育委員会組織と社会教育の位置づけ



3 社会教育法による社会教育の規定

社会教育の定義

- 第二条 …学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動(体育及びレクリエーションの活動を含む)をいう

役割・任務

- 第三条 …社会教育の奨励に必要な施設の設置及び運営、集会の開催、資料の作製、頒布その他の方法…国民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、自ら実際生活に即する文化的教養を高め得るような環境を醸成
- 2多様な需要を踏まえ…生涯学習の振興に寄与
- 3社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性…学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進 (以下、<http://law.e-gov.go.jp/htmlldata/S24/S24HO207.html>より)

市町村の教育委員会の事務…… 任務・活動

第五条

- 三 公民館の設置及び管理
- 四 図書館、博物館、青年の家その他社会教育施設の設置及び管理

※以下、様々な教育、学習機会、情報の提供

- 五 学校が行う社会教育のための講座の開設及びその奨励（以下同様）
- 六 講座の開設及び討論会、講習会、講演会、展示会その他
- 七 家庭教育に関する学習の機会を提供する講座開設及び集会、家庭教育に関する情報の提供
- 八 職業教育及び産業に関する科学技術指導
- 九 生活の科学化の指導

※新たに設けられた項目：放課後の学習支援／成果の社会的還元

- 十三 学齢児童及び学齢生徒……に対し、学校授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業（新設）
- 十五 社会教育を通じての学習成果を活用して学校、社会教育施設、地域で行う教育活動その他の活動の機会を提供する事業（新設）

教育基本法改正(H18)に伴う変更点:

教育基本法において「**生涯学習の理念**」が明示

→ 社会教育に関する国及び地方公共団体の任務明確化

(住民の**学習成果の地域への還元・活用**)

- 地域住民の学習成果を活用・・・学校等における教育活動機会提供

(**放課後等の学習支援**の役割)

- 教育委員会の事務に、主に児童生徒に対し、放課後・休日に学校等を利用して学習等の機会を提供する事業に関する事務

(**家庭教育への支援強化**)

- 家庭教育に関する情報の提供について、教育委員会事務の規定

(活動への**評価と情報提供**)

- 公民館、図書館及び博物館は、その運営状況に関する評価及び改善並びに地域住民等に対する情報提供

4 社会教育委員の位置づけと職務

- 第十五条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる
- 2 社会教育委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、教育委員会が委嘱する

社会教育委員の職務

第十七条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

- 一 社会教育に関する諸計画を立案する
 - 二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ・・意見述べる
 - 三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行う
- 2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる
- 3 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる

+

第十三条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付する際・・、あらかじめ、・・地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない

5 政策として示された社会教育の方向性:

(H17、19、20の中教審答申・・・特にH20の答申から)

1) 「学ぶ意欲」の育成 cf. 生きる力、人間力、社会人基礎力

- 様々な変化や困難に遭遇しても、創意工夫し、周りと連携して学び、**生き抜く力**（すべての基礎）を、系統立てて学校から
→ **知識基盤社会**を生きていくには・・・
- **多様な学びの機会**・・・社会教育機能の一層の充実、他機関などとの連携強化など
- **連携・相談機能の充実**・・・一生涯に亘る継続的支援
 - * 学習相談～成果活用まで一貫した「学習支援システム」
 - * 産業界・学校・NPO等民間団体、首長部局労働行政担当等との連携（←産業形態の変化、不安定な雇用への対応）

2) 社会全体の教育力向上：学校・家庭・地域の連携

■ 地域や家庭の教育力向上、親への子育て支援

・・・きめ細かな情報や機会の提供／相談への対応

例) 「放課後子ども教室推進事業」：厚生労働省「放課後児童健全育成事業」(放課後児童クラブ/学童保育)と一体的、連携

例) 学習支援事業(放課後あるいは授業でのサポート)

例) 子育て相談事業・・・親を孤立させず、地域で子育て

■ 学校と連携した地域の活性化

ボランティア等、地域を挙げて学校教育(様々な課題)支援

+

学校を基盤とする地域づくり・・・連帯感、諸活動を活発に

例) 学校支援地域本部事業などの展開・・・「きっかけ」づくり

例) 芦屋精道小学校・・・Smileねっと

番外：社会教育をめぐる近年のトピック

* 首長部局への移管・連携

* 指定管理者

(行政の効率化、ニーズ対応、財政難対応等)

* 教育基本法の改正と関連法の改正

(コミュニティづくり、地域で子育て支援など)

⇒ 多様なニーズ・新たな課題への対応、効率化
や透明化の推進・・・新たな枠組みづくりへ